

舞鶴市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画【中間見直し案】の概要について

1 計画の中間見直しの目的と位置付け

◆法的根拠と位置付け

本計画は、廃棄物処理法第6条第1項の規定に基づき、本市の一般廃棄物処理に関する基本的事項や方針を定める計画です。

◆中間見直しの背景

国際社会がSDGsや循環経済への移行を加速させ、国内で「プラスチック資源循環促進法」等の法整備が進む中、本市では不燃ごみ有料化等の3R施策を展開してきました。この結果、市民・事業者の真摯な取り組みにより、ごみ排出量は最終目標を前倒して達成する進展を遂げています。今後は、この減量成果をさらに高めつつ、深刻化する少子高齢化や地域コミュニティの担い手不足といった社会課題に対応するため、後期に向けた計画の中間見直しを行うものです。

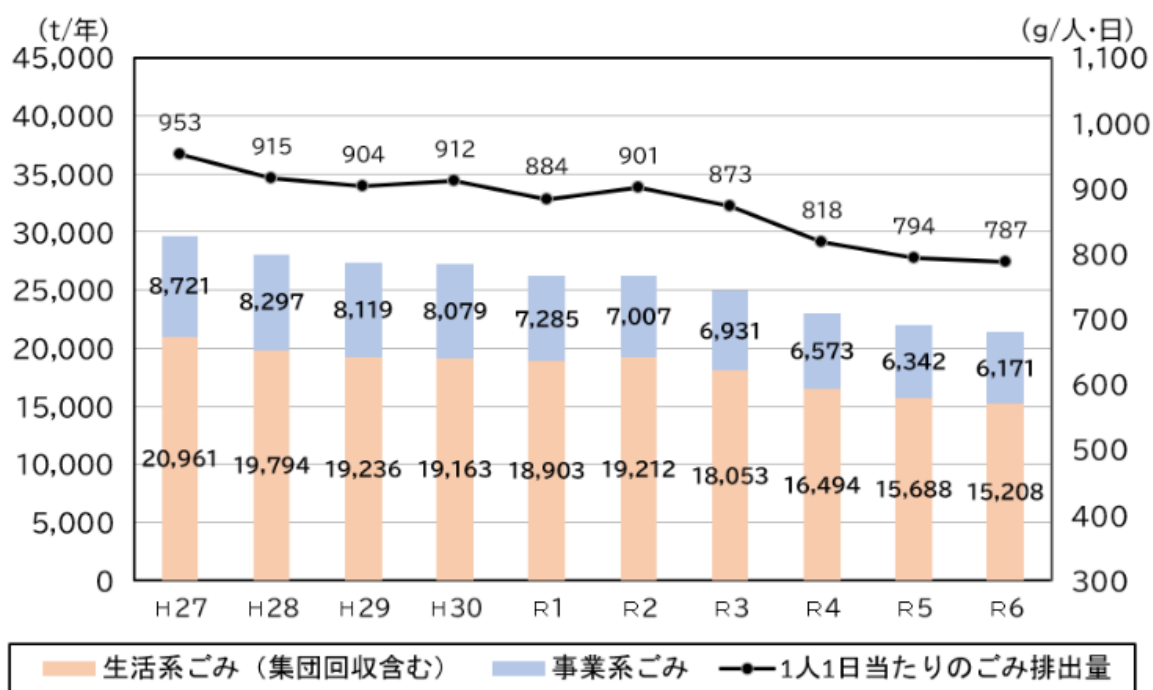
◆審議会における審議

令和7年2月に市長から舞鶴市廃棄物減量等推進審議会へ諮問を行い、計5回にわたる慎重な審議を経て、令和8年7月10日にいただいた答申を基に本中間見直し案を作成しました。

2 現行計画の進捗評価

◆目標値の早期達成

令和3年7月のごみ処理手数料改定や不燃ごみの指定ごみ袋制による有料化をはじめとした3R施策の推進により、令和6年度の1人1日あたりごみ排出量は「787g」となり、現行計画において令和12年度の目標としていた「834g」を大幅に前倒して達成しました。

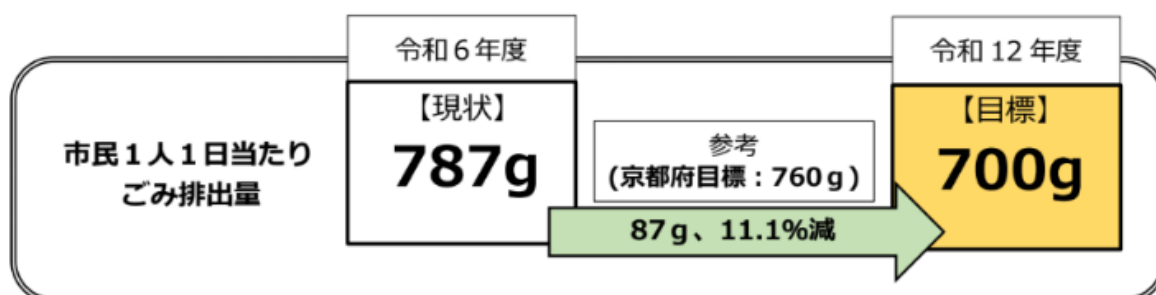


■ごみ排出量の推移

3 令和12年度（目標年度）における新たな目標値の設定

前期のごみ減量実績を踏まえ、「市民1人1日当たりごみ排出量」の目標について、本市の減量ポテンシャル（可燃ごみ中の資源物混入割合等）から、令和12年度に「**700g/人・日**」とし、令和6年度実績に比べ87g、11.1%減量する目標を設定します。

京都府循環型社会形成計画では、「1人1日当たりごみ排出量」の目標を令和12年度に760g/人・日と設定しており、また、令和6年度の実績は736gとなっています。本計画においては、府の目標を達成するとともに、直近の実績を下回る排出量となることを目指します。



項目			1人1日あたり ごみ排出量 (R6実績)	減量（試算）	
				区分	重量(g)
1	可燃ごみ		405g	現状施策の維持による増減	△27.4g
		食品ロス	65g	更なる取組による減量	△4.6g
		調理くず	83g	更なる取組による減量	△4.2g
2	資源化可能な紙		49g	現状施策の維持による増減	△8.6g
3	プラスチック容器包装類		21g	現状施策の維持による増減	1.2g
				更なる取組による減量	△2.2g
4	ペットボトル		5g	現状施策の維持による増減	△1.0g
5	埋立ごみ		28g	現状施策の維持による増減	△4.6g
6	その他の不燃ごみ		52g	現状施策の維持による増減	△3.3g
7	事業系ごみ		227g	現状施策の維持による増減	△19.2g
				更なる取組による減量	△16.6g
令和6年度実績			787g	減量合計	△90.5g

■本計画における目標・指標

項目		R1実績	R6実績	R12目標【現行】	R12目標【見直し案】
目標	1人1日あたりごみ排出量 (g/人・日)	884g	787.9g	834g	700g
指標	ごみ総排出量 (t/年)	26,188t	21,378.8t	(※) 21,409t	(※) 17,482t
	資源化率 (%)	14.3%	16.2%	(※) 17.5%	(※) 18.5%
	最終処分量 (t/年)	4,107t	2,665t	(※) 2,926t	(※) 2,185t

(※) 「1人1日あたりごみ排出量」の目標達成時における、各項目の見込値です。

4 計画の基本理念・基本方針

◆基本理念

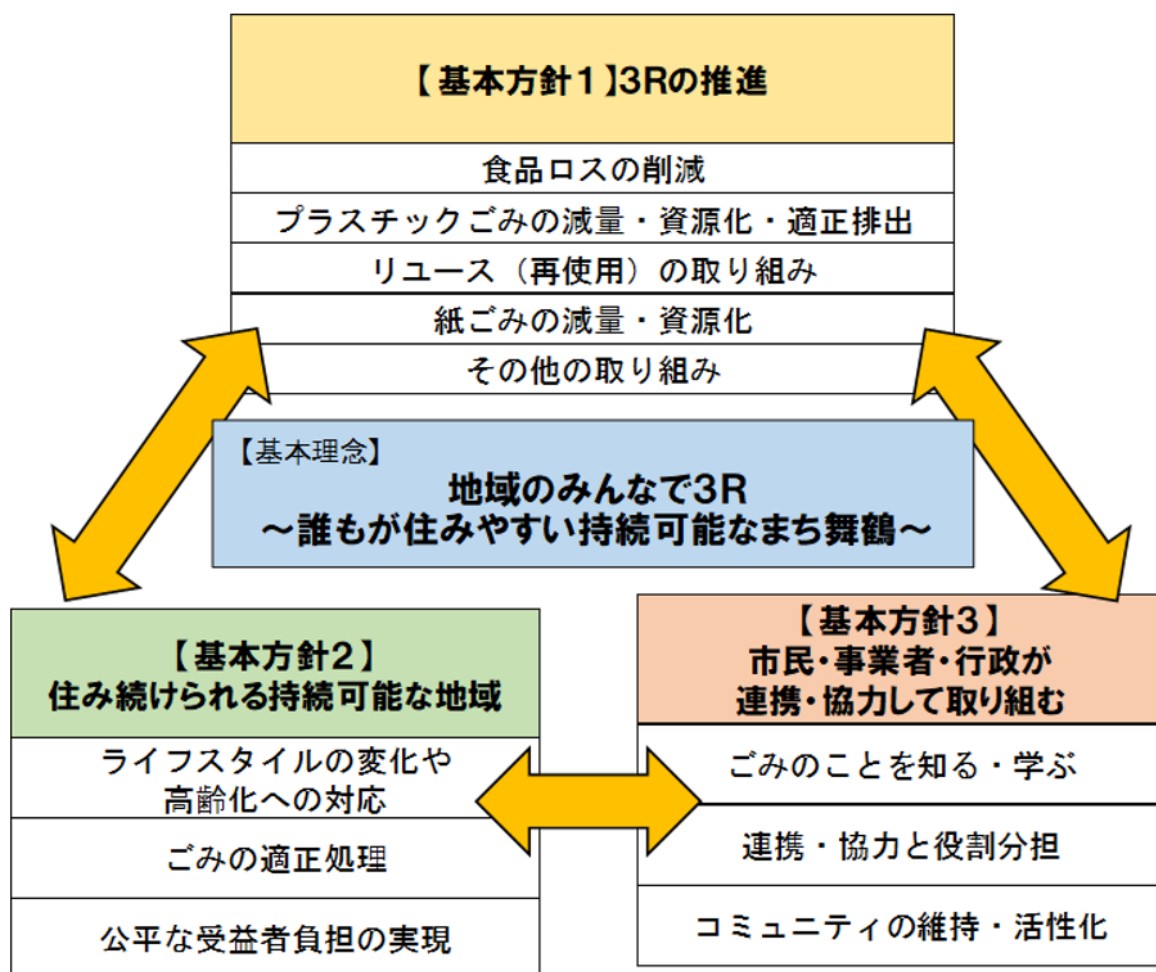
地域みんなで3R

～誰もが住みやすい持続可能なまち舞鶴～

持続可能な地域の基盤の一つは、環境面、財政面の両面における持続可能なごみ処理体制です。市民一人ひとりがごみの3Rに取り組み、将来の環境負荷と施設整備による財政負担を小さくすること、さらには、3Rの取り組みに市民が積極的に取り組むことができる仕組みづくりが不可欠となります。

市民・事業者・行政が一体となってごみの現状を深く理解し、ごみに関する行動や習慣を見直し、3Rを推進する必要があります。

◆基本方針



5 基本方針に基づく具体的施策の主な内容

項目	主な取組	審議会の主なご意見 計画見直しの方向性
【基本方針1】 3Rの推進	①食品ロスの削減 ②プラスチックごみの減量・資源化・適正排出 ③リユースの取り組み ④紙ごみの減量・資源化 ⑤その他の取り組み	■ 事業系ごみ削減に向けた取組強化 ■学校給食の食品ロス削減に向けた取組の推進 ■製品プラスチックリサイクルの検討 ■ 拠点回収の拡充（店頭回収等） ■ リユースの取組拡充（フリマアプリ等の民間連携など）
【基本方針2】 住み続けられる 持続可能な地域	①ライフスタイルの変化や高齢化への対応 ②ごみの適正処理 ③公平な受益者負担の実現	■ 不燃ごみ収集日の立番の任意化 ■ デジタル技術を活用したごみ適正排出と回収効率化の推進 ■将来的なごみ排出機会の拡充検討 ■海洋プラスチック対策や啓発の推進 ■ ごみ処理広域化の検討推進
【基本方針3】 市民・事業者 行政の連携協力	①ごみのことを知る・学ぶ ②連携・協力と役割分担 ③コミュニティの維持・活性化	■ 環境学習・環境啓発の推進 ■行政・市民・事業者の連携強化 ■環境配慮型店舗の表彰制度検討

6 中間処理施設・最終処分場の計画

◆清掃事務所

令和元年度から令和5年度にかけて基幹設備の更新（長寿命化工事）を実施しました。この工事により施設の延命化を図ることができましたが、供用年数はおおよそ15年程度を目標としており、新たな施設整備の検討が必要です。今後の施設更新には莫大な費用を要することから、近隣市町との「広域化」や委託を含めた整備方針の検討を行います。

◆リサイクルプラザ

供用開始から長年経過し老朽化が進んでいるため、令和8年度から令和12年度にかけて基幹的設備の改良工事（長寿命化工事）を実施します。

◆最終処分場

令和3年11月より第2期処分場を供用中であり、適切な維持管理を行うとともに、3Rの推進等により施設の延命化を図ります。